

第510回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年6月21日（火）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 なまこ漁業許可の有効期間の短縮について（諮問）

第2号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

第3号議案 今年度のかじき釣り（トローリング）大会実施計画について

6 報告事項

（1）いせえびの漁獲動向について

7 その他

8 閉 会



資料No. 1 - 1

漁諮問第4号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第5条第1項第2号のなまこ漁業の許可について、別記理由により、同規則第16条第1項に定める許可の有効期間を5年から1年に短縮したいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和4年6月9日

茨城県知事 大井川 和彦



(別 記)

平成30年12月24日付けで改正された漁業法(昭和24年法律第267号)第132条第1項の規定に基づき、なまこは、特定水産動植物に指定されたことから、令和2年11月12日付けで全面改正した茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号)第5条において、なまこ漁業を創設した。

今般、同規則第12条の規定に基づき、新たになまこ漁業の許可を発給するにあたっては、他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、同規則第16条第1項の規定により5年と定められている許可の有効期間を1年に短縮しようとするものである。

なまこ漁業許可の履行状況について

1 許可の経緯

○ 漁業法の改正と特定水産動植物の指定

- ・ なまこは、平成30年12月24日付けで改正され、令和2年12月1日付けで施行された漁業法（昭和24年法律第267号）第132条第1項の規定に基づき、悪質な密漁の対象となるおそれが大きい特定水産動植物に指定され、都道府県知事による漁業許可や漁業権に基づいて採捕する場合を除き、採捕が禁止された（違反の場合3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金）。
- ・ 漁業法改正以前の本県におけるなまこを対象とした漁業は、沖合域においては大臣許可及び知事許可に基づく底びき網漁業により主にオキナマコが漁獲され、沿岸域においては第1種共同漁業権に基づく素潜りや知事許可に基づく潜水器漁業（第1種共同漁業権漁場内）のほか、漁業権や漁業許可によらない自由漁業により主にマナマコが漁獲されていた。
- ・ このことから、漁業権や漁業許可によらない自由漁業としてなまこを採捕していた漁業者については、漁業法の改正施行後も引き続きなまこを採捕し漁業を営むためには、漁業の許可を受ける必要が生じた。

○ なまこ漁業許可の創設

- ・ 以上のことから、令和2年11月12日付けで全面改正し、令和2年12月1日付け施行となった茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下、「規則」という。）第5条において、なまこ漁業を創設した。
- ・ 県では、このことから、令和3年9月7日開催の第504回及び同11月16日開催の第505回茨城海区漁業調整委員会（以下、「漁業調整委員会」という。）において、制限措置等を諮問のうえ、新たな知事許可漁業「なまこ漁業」の許可を合計28人に対し発給した。
- ・ なお、許可の発給にあたっては、新たに創設された許可であることから、許可後の他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について検証する必要があるため、令和3年8月5日開催の第503回及び同年11月16日開催の第505回漁業調整委員会において諮問のうえ、許可の有効期間を1年間に短縮し発給した（許可の有効期間：令和3年11月1日～令和4年10月31日）。

2. 許可の制限条件等の内容と履行状況について（4月速報値）

- ・規則第22条の規定に基づき提出のあった「資源管理の状況等の報告（漁獲成績報告）」や取締巡視において履行状況を確認した。

制限措置等の内容	履行状況（資源管理状況等の報告）																																			
1. 制限措置 ①許可すべき漁業者の数 28人	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けた漁業者の数 28人 ・実績のあった漁業者の数 13人 ・実績のなかった漁業者の数※ 15人 <p>※ 主な理由：新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減及び他漁業の操業を優先したことによる操業の自粛と漁場の保護。</p>																																			
②操業区域 第一種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面	<p>地先別延べ操業日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日立市地先 16日 ・ひたちなか市～東海村地先 153日 ・大洗町地先 39日 ・鹿嶋市地先 186日 																																			
③操業時期 1月1日から12月31日	<p>月別水揚げ状況（令和3年11月～令和4年4月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ操業日数</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>105</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>漁獲量（kg）</td> <td>0</td> <td>1,409</td> <td>4,131</td> <td>4,073</td> <td>5,079</td> <td>2,803</td> </tr> <tr> <td>水揚げ金額（千円）</td> <td>0</td> <td>1,711</td> <td>4,669</td> <td>4,360</td> <td>5,453</td> <td>2,811</td> </tr> <tr> <td>平均単価（円/kg）</td> <td>0</td> <td>1,215</td> <td>1,130</td> <td>1,071</td> <td>1,074</td> <td>1,003</td> </tr> </tbody> </table>		11月	12月	1月	2月	3月	4月	延べ操業日数	0	35	95	95	105	65	漁獲量（kg）	0	1,409	4,131	4,073	5,079	2,803	水揚げ金額（千円）	0	1,711	4,669	4,360	5,453	2,811	平均単価（円/kg）	0	1,215	1,130	1,071	1,074	1,003
	11月	12月	1月	2月	3月	4月																														
延べ操業日数	0	35	95	95	105	65																														
漁獲量（kg）	0	1,409	4,131	4,073	5,079	2,803																														
水揚げ金額（千円）	0	1,711	4,669	4,360	5,453	2,811																														
平均単価（円/kg）	0	1,215	1,130	1,071	1,074	1,003																														
2. 許可の条件 ①操業時間は、日の出から日没までとする。	<p>月別操業時間帯（令和3年11月～令和4年4月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>操業開始時刻</td> <td>7:00</td> <td>7:30</td> <td>7:30</td> <td>6:30</td> <td>7:00</td> </tr> <tr> <td>操業終了時刻</td> <td>16:20</td> <td>16:50</td> <td>16:50</td> <td>16:30</td> <td>16:20</td> </tr> <tr> <td>日の出時刻</td> <td>6:30</td> <td>6:40</td> <td>6:11</td> <td>5:27</td> <td>4:47</td> </tr> <tr> <td>日の入時刻</td> <td>16:32</td> <td>17:02</td> <td>17:31</td> <td>17:58</td> <td>18:24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも最も早い又は遅い時刻</p>		12月	1月	2月	3月	4月	操業開始時刻	7:00	7:30	7:30	6:30	7:00	操業終了時刻	16:20	16:50	16:50	16:30	16:20	日の出時刻	6:30	6:40	6:11	5:27	4:47	日の入時刻	16:32	17:02	17:31	17:58	18:24					
	12月	1月	2月	3月	4月																															
操業開始時刻	7:00	7:30	7:30	6:30	7:00																															
操業終了時刻	16:20	16:50	16:50	16:30	16:20																															
日の出時刻	6:30	6:40	6:11	5:27	4:47																															
日の入時刻	16:32	17:02	17:31	17:58	18:24																															
②操業を行うときの標旗の掲揚の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認。 ・視認しにくいケースもあることから、表示方法について、再検討。 																																			
③採捕は、許可者を受けた本人に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認。 																																			

3. 今後のスケジュール

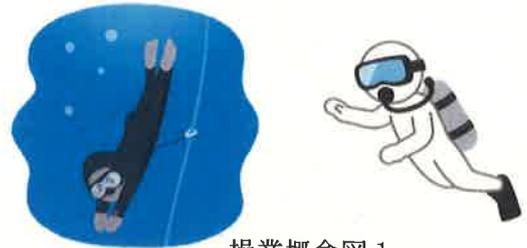
- 令和4年6月21日 第510回漁業調整委員会 「なまこ漁業許可の有効期間の短縮について（諮問）」
- 同年7月 第511回漁業調整委員会 「なまこ漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）」
- 同年〇月〇日制限措置等の公示（県報掲載）
※令和3年度は R3.9.16
- 同年〇月〇日から〇月〇日まで 許可を申請すべき期間（1か月）
※令和3年度は R3.9.16～R3.10.15
- 同年11月1日から令和5年10月31日まで 許可の有効期間（1年間）

本県で漁獲される なまこ について

- 和名：マナマコ（学名：*Apostichopus armata*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカクナマコ科
- 分布：潮間帯から水深 20 m 程度の浅海に生息する（沿岸域）。
- 漁業：素潜り（共同漁業権、自由漁業※）、潜水器漁業（知事許可漁業）により漁獲。
H25～漁業権対象種、H29～潜水器漁業許可
※茨城県海面漁業調整規則改正施行（R2.12.1）以前



写真1 マナマコ



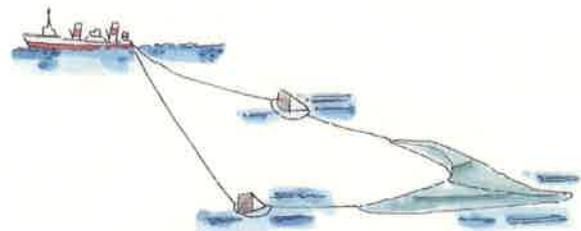
操業概念図1

左) 素潜り（漁業権、自由漁業※）
右) 潜水器（許可漁業）

- 和名：オキナマコ（学名：*Parastichopus nigripunctatus*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカクナマコ科
- 分布：九州～北海道の水深 20～600m に生息（沖合域）。
- 漁業：底びき網漁業により漁獲。
沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）



写真2 オキナマコ



操業概念図2

沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）

漁諮問第3号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和4年6月8日

茨城県知事 大井川 和彦



別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 4 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

記

令和 4 管理年度(令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの期間をいう。)における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県まさば及びごまさば漁業に全量を配分する。

茨城県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.11%	448
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群		2.94%	
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

第1 資源管理に関する基本的な事項**1 漁業の状況**

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準**1 漁獲可能量**

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能

な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

- (別紙 1-1) まあじ
 - (別紙 1-2) まいわし太平洋系群
 - (別紙 1-3) くろまぐろ (小型魚)
 - (別紙 1-4) くろまぐろ (大型魚)
 - (別紙 1-5) すけとうだら太平洋系群
 - (別紙 1-6) するめいか
- (略)

(別紙 1-7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 定置漁業 周年

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

表 「まさば及びごまさば太平洋系群」(本県管理分)の漁獲可能量と実績
(単位:トン)

管理年度※1	H30	R1	R2	R3	R4
漁獲可能量※2	若干	若干	若干	現行水準 目安数量 524	現行水準 目安数量 448
実績	465.1	272.4	253.2	72.3※3	

※1 7月から翌年6月まで

※2 「若干」:採捕の数量が前年の漁獲実績程度とするもの。(旧法管理)

「現行水準」:現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。
目安数量が示される。

※3 令和4年4月分まで

2021年12月24日公開



マサバ (太平洋系群)

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年(7月～翌年6月)の数値を示す。



図1 分布図
太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の太平洋南岸に形成される。

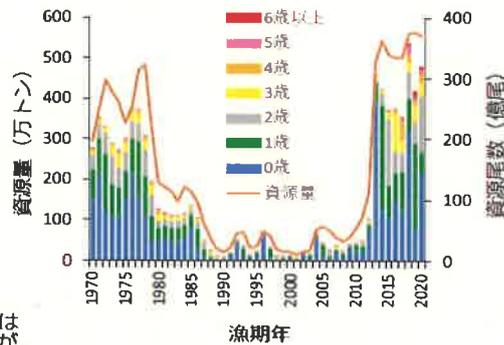


図2 漁獲量の推移
漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移。2013年以降は増加傾向を示し、2020年の漁獲量は43.7万トン。なお2014年以降の漁獲量には日本に加え中国とロシアを含む。

図3 資源量と年齢別資源尾数
資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳(青)、1歳(緑)を中心に構成されている。近年は加入量(0歳の資源尾数)が多く、2歳以上も増加しつつある。2020年の資源量は555万トンであった。

2021年12月24日公開



ゴマサバ (太平洋系群)

ゴマサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年(7月～翌年6月)の数値を示す。



図1 分布図
分布の中心は日本の太平洋側。産卵場は、日本の太平洋南岸に形成される。



図2 漁獲量の推移
漁獲量は、2005～2011年は高い水準で推移していたが、2012年以降、減少傾向。2020年の漁獲量は4.4万トンと低い水準。なお2014年以降の漁獲量には日本に加え中国とロシアを含む。

図3 資源量と年齢別資源尾数
資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳(青)、1歳(緑)を中心に構成されている。2020年の資源量は11.0万トンであった。

令和3年度魚種別資源評価(水産庁)より

令和4年度のかじき釣り（トロリング）大会実施計画について

1 大会主催者

大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

茨城県（事務局）、大洗町、大洗町商工会、一般社団法人大洗観光協会、
 いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、
 株式会社茨城ポートオーソリティ大洗支社

2 大会名称・日程

(1) 大洗カジキ BIG-1 カーニバル 2022

・令和4年7月から9月までの土曜日・日曜日・祝日

(2) OARAI International Billfish Tournament 2022

(大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2022)

・令和4年8月27日（土）、8月28日（日）

3 大会海域

東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン
 （宮城県金華山東端から189度に引いたライン）

西端：距岸12マイルのライン

南端：36°00'N

北端：36°40'N

4 大会根拠地

茨城県大洗マリーナ

（大洗マリーナ以外に係留する船も参加予定。ただし、係留先は県内に限定）

5 対象魚種

カジキ類のみ（他の魚種は全てリリース）

6 参加隻数

50隻程度を予定

7 外国人参加

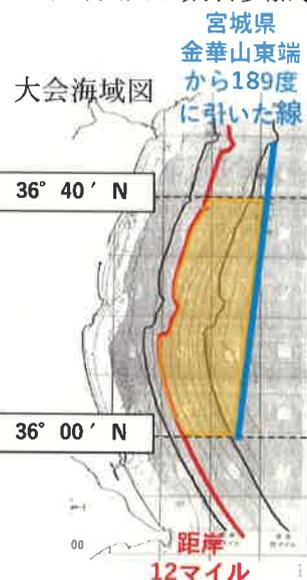
「OARAI International Billfish Tournament 2022」のみ外国人が数名参加予定

（日本人船長が操縦する日本籍船舶に乗船）

大会標識旗



60cm × 60cm



(参考)

大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル
実行委員会の概要

• 役 員

大会会長 茨城県知事 大井川 和彦

大会副会長 大洗町長 國井 豊

実行委員長 いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク 会長 金成 和彦

• 構成団体

茨城県、大洗町、大洗町商工会、(一社)大洗観光協会、

いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、(株)茨城ポートオーソリティ

• 事務局

茨城県政策企画部地域振興課

- 5月26日(木)に実行委員会設立総会を開催

大洗カジキBIG-1カーニバル2022 大会概要

大会名称	大洗カジキBIG-1カーニバル2022
主催者	大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
大会日程 (茨城海区漁業調整委員会に申請し、承認を受けようとする日程)	<p>【7月大会】1st stage 2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)・18日(月・祝)・23日(土)・24日(日)・30日(土)・31日(日)</p> <p>【8月大会】2nd stage 6日(土)・7日(日)・11日(木・祝)・13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日)</p> <p>【9月大会】3rd stage 3日(土)・4日(日)・10日(土)・11日(日)・17日(土)・18日(日)・19日(月・祝)・23日(金・祝)・24日(土)・25日(日)</p>
大会海域	<p>東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン 西端：距岸12マイルのライン 南端：36° 00' N 北端：36° 40' N</p>
対象魚種	カジキ類のみ
参加費用	1チーム(1艇)につき50,000円 ※ 7月、8月、9月各月のエントリーもオールエントリーも同額
参加資格	なるべくJGFA会員の方がチームキャプテンとなってください。外国籍の方はBIG-1に参加できません(永住者等を除く)。
設置義務	通信可能なVHF、有効なレーダー、AIS(Class B以上のもの)を設置し、大会参加中は常時稼働させてください。
BIG-1出艇時の 事前報告	BIG-1開催日ごとの参加艇を把握する必要があるため、BIG-1に出艇するには、大会主催者が定めた方法で事前に報告していただきます。当日の飛び入り参加は禁止とします。 ※ 事前報告の方法については、申し込まれた方に後日メールにてURLを送付します。
表彰	最大魚・最多T&R・最多ランディングなど (ラインクラスハンデはありません。IGFAルール厳守の事)
申込方法	<p>① 出場申込書 ② (別紙)法令等の遵守に関する誓約書 ③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶検査手帳の写し ⑤ 小型船舶操縦士免許証の写し ⑥ 無線局免許状の写し</p> <p>①～⑥を、申込締切日までに下記申込先宛にFAX又は郵送でお申し込みください。</p>
申込先	〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1104-3 大洗カジキミュージアム 宛 電話029-352-3273・FAX029-352-3273
申込締切日	<p><7月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切…6月10日(金) 選手名簿追加・修正〆切…6月19日(日)</p> <p><8月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切…7月10日(日) 選手名簿追加・修正〆切…7月22日(金)</p> <p><9月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切…8月10日(水) 選手名簿追加・修正〆切…8月19日(金)</p>
参加費用振込先	筑波銀行 磯浜支店 普通 1035977 イバラキビルフィッシングトーナメントネットワーク 小野瀬太介 (各月の締切日までに入金をお願いします)
寄付金	大会参加費の一部を義援金として茨城県内の漁業団体等に寄付します。
釣果の寄付	BIG-1のカジキは売買しないことを条件に持ち帰ることも可能ですが、地域振興のため寄付をお願いしています。

大会参加にあたっての厳守事項

(1 茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて

※ 茨城県海面漁業調整規則や茨城海区漁業調整委員会指示などに記載された、茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて、概要をまとめたものです。

① 採捕の基本条件の遵守

トローリングの承認	トローリングが認められるのは、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けたトローリング大会等のイベント参加者に限られます。 ※ 承認にあたり、漁業調整委員会から各種条件が付与されます。
海域	トローリングが認められるのは、「北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)」に限られます。 ※ 大会海域は、この範囲の中で別途設定されます。
期間・時間帯	トローリングが認められるのは、7月1日から9月30日までの土日祝日、かつ日の出から日没までの時間帯に限られます。
対象魚種	トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。
茨城県内からの入出港	大会に参加する際には、茨城県内のマリーナ等から入出港してください(茨城県内のマリーナ等を根拠地とすることが、大会の開催条件となっています)。
標識旗の掲示	大会に参加している間は、大会標識旗を船舶の見やすい箇所に掲示してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。
承認証の写しの携帯	大会に参加している間は、漁業調整委員会の承認証の写しを携帯してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。

② 安全対策の遵守

AISの設置義務	使用する船舶にAIS(ClassB以上のもの)を設置し、大会において航行している間、常時稼働させてください。
漁業の妨げとなる行為の禁止	漁業者の操業及び航行の妨げとなる行為を行わないでください。
操業船との距離確保	漁船等の操業船と3マイル以上の距離をとって航行してください。
その他の安全対策	入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用を徹底してください。

③ その他の遵守事項

反社会的勢力の排除	船舶所有者や船長、乗船者に茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者(※)を含む場合、大会に参加することはできません。 (※) 暴力団・暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
採捕実績の報告	出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を、採捕終了後速やかに大会主催者に提出してください。 ※ 航行記録については、コースプロッターやGPSプロッター等の出力データを印刷したもの、又は画面を撮影した画像データを提出してください(大会海域からの逸脱がないか客観的に把握するため)。

(2 競技部分以外の大会ルールについて

※ 競技部分のルールについては、申し込まれた方に別途お伝えします。

大会日程・大会海域	大会日程及び大会海域を厳守してください。
VHF及びレーダーの設置	使用する船舶に通信可能なVHF及び有効なレーダーを設置してください。
保険への加入	対人賠償・対物賠償を含む保険に各艇で加入してください。
採捕したカジキの扱い	採捕したカジキを売買することはできません。
くろまぐろに関する大会ルール	本大会の対象魚種はカジキ類のみです。意図せずくろまぐろが釣れた場合、大きさに関わらず全てリリースしてください。太平洋広域漁業調整委員会指示により、BIG-1の期間中にくろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止となった場合、禁止となった期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、船ごとに大会開催日数の半以下とします。 ※ 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関するルールについては、太平洋広域漁業調整委員会指示をご確認ください。
新型コロナウイルス感染症対策	大会主催者からお願いする新型コロナウイルス感染症対策を守ってください。

OARAI International Billfish Tournament 2022 大会概要

大会名称	OARAI International Billfish Tournament 2022 (大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2022)
主催者	大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
大会日程	2022年 8月26日(金) … キャプテン会議、前夜祭 27日(土) … 大会1日目 28日(日) … 大会2日目、表彰式 ※天候や新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、中止となる場合があります。
大会海域	東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン (宮城県金華山東端から189度に引いたライン) 西端：距岸12マイルのライン 南端：36° 00' N 北端：36° 40' N
対象魚種	カジキ類のみ
参加費用 ※参加費用を賞金に 充てることはありません	<競技参加> 1チームにつき35,000円 + 選手1人につき15,000円 ↓ ※ キャプテンを含めた出場選手全員分必要です(小学生以下は半額の7,500円) <ゲスト&パーティー参加(競技に参加しない方)> 1人につき10,000円
参加資格	・1艇3名以上のチーム単位での参加とします。 ・本大会は、外国籍の方でも参加できる国際大会として開催予定です。ただし、遊漁船業登録をした日本船舶で、かつ日本人船長が操縦する船舶に乗船するなどの条件を満たす必要があります。外国籍の方(永住者等を除く)の参加を希望する場合は、必ず前もって大会事務局までお問合せください。
設置義務	通信可能なVHF、有効なレーダー、AIS(Class B以上)を設置し、大会参加中は常時稼働させてください。
ルール	IGFAルール
表彰・賞金	別途定めます
申込方法	① 出場申込書 ② (別紙)法令等の遵守に関する誓約書 ③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶検査手帳の写し ⑤ 小型船舶操縦士免許証の写し ⑥ 無線局免許状の写し ①～⑥を、申込締切日までに下記申込先宛に郵送、FAXまたはE-mailでお申し込みください。 ※大洗カジキBIG-1カーニバル2022への出場にあたり既に②～⑥を提出済の方は、①のみで構いません。
申込先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県政策企画部地域振興課内 大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会事務局 宛 電話 029-301-2778 ・ FAX 029-301-2789 ・ E-mail chikei5@pref.ibaraki.lg.jp
申込締切日	申込書及び添付書類の提出〆切…8月〇〇日() 名簿追加・修正〆切…8月〇〇日()
参加費用振込先	常陽銀行 県庁支店 普通 1342153 オオアライインターナショナルフィッシングフェスティバルジッコウイインカイ 入金〆切：8月〇〇日
釣果の寄付	ランディングしたカジキは全量寄付となります。

(1) 茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて

※ 茨城県海面漁業調整規則や茨城海区漁業調整委員会指示などに記載された、茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて、概要をまとめたものです。

① 採捕の基本条件の遵守

トローリングの承認	トローリングが認められるのは、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けたトローリング大会等のイベント参加者に限られます。 ※ 承認にあたり、漁業調整委員会から各種条件が付与されます。
海域	トローリングが認められるのは、「北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)」に限られます。 ※ 大会海域は、この範囲の中で別途設定されます。
期間・時間帯	トローリングが認められるのは、7月1日から9月30日までの土日祝日、かつ日の出から日没までの時間帯に限られます。
対象魚種	トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。
茨城県内からの入出港	大会に参加する際には、茨城県内のマリーナ等から入出港してください(茨城県内のマリーナ等を根拠地とすることが、大会の開催条件となっています)。
標識旗の掲示	大会に参加している間は、大会標識旗を船舶の見やすい箇所に掲示してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。
承認証の写しの携帯	大会に参加している間は、漁業調整委員会の承認証の写しを携帯してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。

② 安全対策の遵守

AISの設置義務	使用する船舶にAIS(ClassB以上のもの)を設置し、大会において航行している間、常時稼働させてください。
漁業の妨げとなる行為の禁止	漁業者の操業及び航行の妨げとなる行為を行わないでください。
操業船との距離確保	漁船等の操業船と3マイル以上の距離をとって航行してください。
その他の安全対策	入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用を徹底してください。

③ その他の遵守事項

反社会的勢力の排除	船舶所有者や船長、乗船者に茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者(※)を含む場合、大会に参加することはできません。 (※) 暴力団・暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
採捕実績の報告	出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を、採捕終了後速やかに大会主催者に提出してください。 ※ 航行記録については、コースプロッターやGPSプロッター等の出力データを印刷したもの、又は画面を撮影した画像データを提出してください(大会海域からの逸脱がないか客観的に把握するため)。

(2) 競技部分以外の大会ルールについて

※ 競技部分のルールについては、申し込まれた方に別途お伝えします。

大会日程・大会海域	大会日程及び大会海域を厳守してください。
VHF及びレーダーの設置	使用する船舶に通信可能なVHF及び有効なレーダーを設置してください。
保険への加入	対人賠償・対物賠償を含む保険に各艇で加入してください。
採捕したカジキの扱い	採捕したカジキを売買することはできません。
くろまぐろの扱い	本大会の対象魚種はカジキ類のみです。意図せずくろまぐろが釣れた場合、大きさに関わらず全てリリースしてください。
新型コロナウイルス感染症対策	大会主催者からお願いする新型コロナウイルス感染症対策を守ってください。

ルール強化のための新規取組について

資料No. 3 - 2

AISの設置義務化・ペナルティ厳格化

- 令和4年の大会から、大会参加艇のAIS設置を義務化
- 県が大会参加艇の位置をAISで監視 ⇒ 必要に応じて大洗マリーナから無線連絡
- ルール違反には注意・警告し、従わない船は失格。翌年の大会にも出場不可
- 大会外において漁業調整規則違反等により検挙された者は、3年間大会参加禁止

大会開催日ごとの参加艇の連絡・漁場形成情報等の共有

- その週の土日に出艇する船のリストを作成し、メールまたはファックスで漁協に事前共有
- 漁場の形成状況等について情報収集し、参加艇に周知・注意喚起

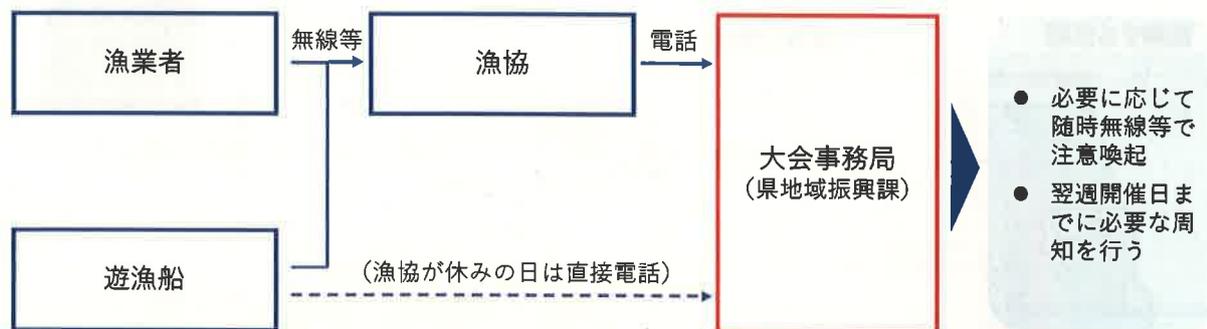
標識旗の掲示

- 大会参加艇は、見やすい位置に標識旗を掲示

大会当日の洋上トラブル連絡窓口の設置

- 大会開催日（7月～9月の土・日・祝日）に、大会関係の洋上トラブルの通報先を開設
- ※接触等の事故は海上保安部に連絡願います

大会当日の連絡窓口について



- 必要に応じて随時無線等で注意喚起
- 翌週開催日までに必要な周知を行う

※大会専用の電話を契約予定
(番号決定後、各漁協にお知らせ)

そこびきあみ 底曳網 漁業

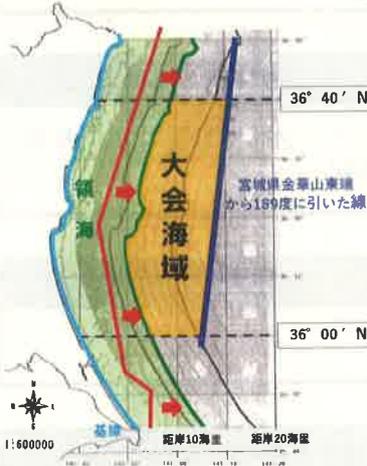
操業する期間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○

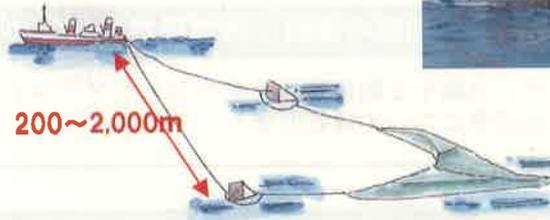
獲る魚

ヒラメ、カレイ類、イカ類、アンコウ、タコ など

操業する区域



操業の様子



特徴

- ・ 海底にいる魚などを獲る漁法
- ・ 船から長く伸ばしたワイヤーロープで網をひく
- ・ ワイヤーにはテンションがかかっている
- ・ 速度2~4ノットで水深に沿って南北にひく
- ・ 網をひいている間は、方向転換ができない

3

おきあい 沖合かこ 漁業

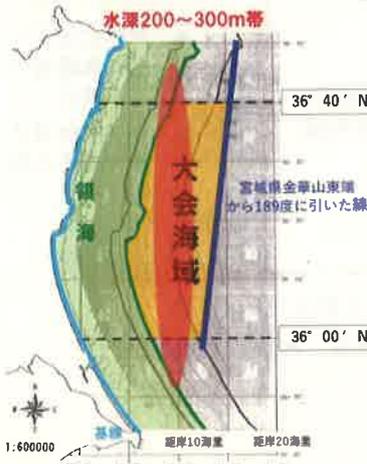
操業する期間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							○	○				

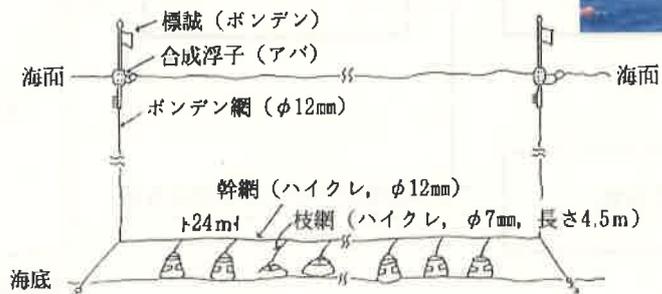
獲る生物

つぶ貝 (シラハマガイ)

操業する区域



操業の様子



海上のボンデン



特徴

- ・ 海底にいる「つぶ貝」を獲る漁法
- ・ 標識 (ボンデン) の間に網を張り、海底にカゴを設置する
- ・ 一晩設置するため、周囲に船舶がない

2

4



茨城県報

第 309 号

令和 4 年 (2022年) 5 月 26 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定納付受託者の指定 (4 件) (税務課) 2
- 寄附金の収納事務の委託 (税務課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定並びに廃止及び辞退 (福祉政策課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉政策課) 7
- 土地改良区の解散の認可 (農村計画課) 7
- 建設業法による許可の取消し (監理課) 7
- 都市計画事業の認可 (5 件) (道路建設課) 8
- 都市計画事業の認可 (5 件) (都市整備課) 10
- その他の小型機船底びき網漁業 (わかさぎ・しらうおひき網漁業) 及びます網漁業 (張網漁業) の制限措置等の公示 (水産事務所) 12
- その他の小型機船底びき網漁業 (わかさぎ・しらうおひき網漁業) 及びます網漁業 (張網漁業) の許可の基準 (水産事務所) 15

公 告

- 次期共通基盤システム更新に係る調査業務委託に係るプロポーザルの公募に関する公告 (情報システム課) 16
- 令和 4 年度職業訓練指導員試験実施公示 (労働政策課) 19
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 24
- 建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課) 24
- 落札者等の公示 (医療大学) 25
- 入札公告 (情報システム課) 25

(教 育 委 員 会)

- 公募型プロポーザル方式に関する公告 31

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 33

令和 4 年 6 月 9 日 (木) 午後 1 時から

イ 実施場所

茨城県庁舎23階 教育庁会議室

ウ 実施時間

説明15分、質疑10分

エ その他

(ア) プレゼンテーションは非公開とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出したプロポーザルを基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

5 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

なお、提出されたプロポーザルは返却しない。

(4) プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) その他詳細は説明書による。

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第2号

茨城県海面におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。)により水産動物を採捕する場合について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年5月26日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

(採捕の制限)

1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。)第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

(承認の対象)

2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
- (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

(承認の基準)

3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

(1) 試験研究機関等

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ 茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ 根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、開催地の市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含まないこと。

(条件)

4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (カ) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (キ) 使用する船舶に A I S (船舶自動識別装置) を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までとする。

(取扱の細目)

- 6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 4 年 5 月 26 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

- 1 委員会指示の 1 の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあつては別記様式第 1 号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という）にあつては別記様式第 2 号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の 15 日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

- ア 試験研究等に関する計画書
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面
- エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

- ア イベントの開催要領又は採捕計画書等
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- エ 誓約書（別記様式第 3 号）
- オ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗
- カ その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

- 3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第 4 号、イベントの場合は別記様式第 5 号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第 6 号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書(別記様式第 7 号)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書(試験研究等の場合は別記様式第 8 号、イベントの場合は別記様式第 9 号)により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
 - 住所
 - 氏名

様式第 2 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船 名	船舶 登録番号	総トン数又は 船舶の長さ	参加者氏名	住 所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

様式第 3 号

誓 約 書

(年 月 日) に開催される (イベント名) の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

(元号) 年 月 日

住 所

氏 名

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第 4 号

茨調第 号		
ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	<p>1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。</p>	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第 5 号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
イ ベ ン ト 名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長	

様式第 5 号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶に A I S (船舶自動識別装置) を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

3 書換しようとする理由

様式第 7 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失 (き損) したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 承認年月日

3 亡失 (き損) の理由

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)

様式第2号

令和4年6月17日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 茨城県水戸市笠原町978-6

氏名 大洗インターナショナルフィッシング

フェスティバル実行委員会 委員長 金成 和彦



ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名 大洗カジキBIG-1カーニバル2022
- 2 イベント開催期間 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3 採捕区域 北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。）
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類 カジキ類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等 茨城県大洗マリーナ
- 6 参加者及び使用船舶 別紙のとおり



(別紙)

NO.	船名	船舶登録番号	総トン数又は 船舶の長さ
1	SANGRAPPA	232-45146	38ft
2	Fomalhaut	235-51116	48ft
3	プランバー	240-38039	32ft
4	BLITZ	235-20422	38ft
5	マリン1号	231-20471	29ft
6	海彦二世	235-27753	30ft
7	光	235-49879	36ft
8	TRITON	235-25591	37ft
9	MALIBU	235-36957	35ft
10	KRM	230-38720	39ft
11	PRIME	230-55018	45ft
12	海彦	240-26117	38ft
13	モンフレールIII	235-9560	35ft
14	MAVERICK	142747	73ft
15	ミニーマウス	235-25981	38ft

誓約書

令和4年7月1日から令和4年9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に関催される「大洗カジキ BIG-1 カーニバル 2022」の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

令和4年 6月 17日

住 所 茨城県水戸市笠原町978-6

氏 名 大洗インターナショナルフィッシング
フェスティバル実行委員会 委員長 金成 和彦



茨城海区漁業調整委員会会長

殿

大会標識旗の図案



60cm × 60cm

イセエビの漁獲状況について

水産試験場経営普及室 滑川

1

【 生態 】

- ・茨城県～九州の太平洋側の岩礁性浅場に生息（最近では福島や宮城でも漁獲がある）。



①フィロゾーマ

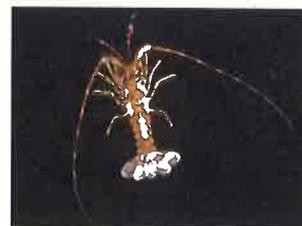
沿岸でふ化した①は、
黒潮を越えて太平洋上で
1年間浮遊生活を送る



②プエルルス

黒潮中流域内に戻ると、
②に変態し、再び沿岸へ

磯場で③に変態する



③稚エビ



④成エビ

2年間かけて④になり、
雌は3年後に初めて産卵する

寿命は5年以上



【 本県のイセエビ漁業の概要 】

- ・ 本県の漁獲の大半は**固定式刺網漁業**によるもの。
- ・ 過去約70年の歴史を振り返ると・・・

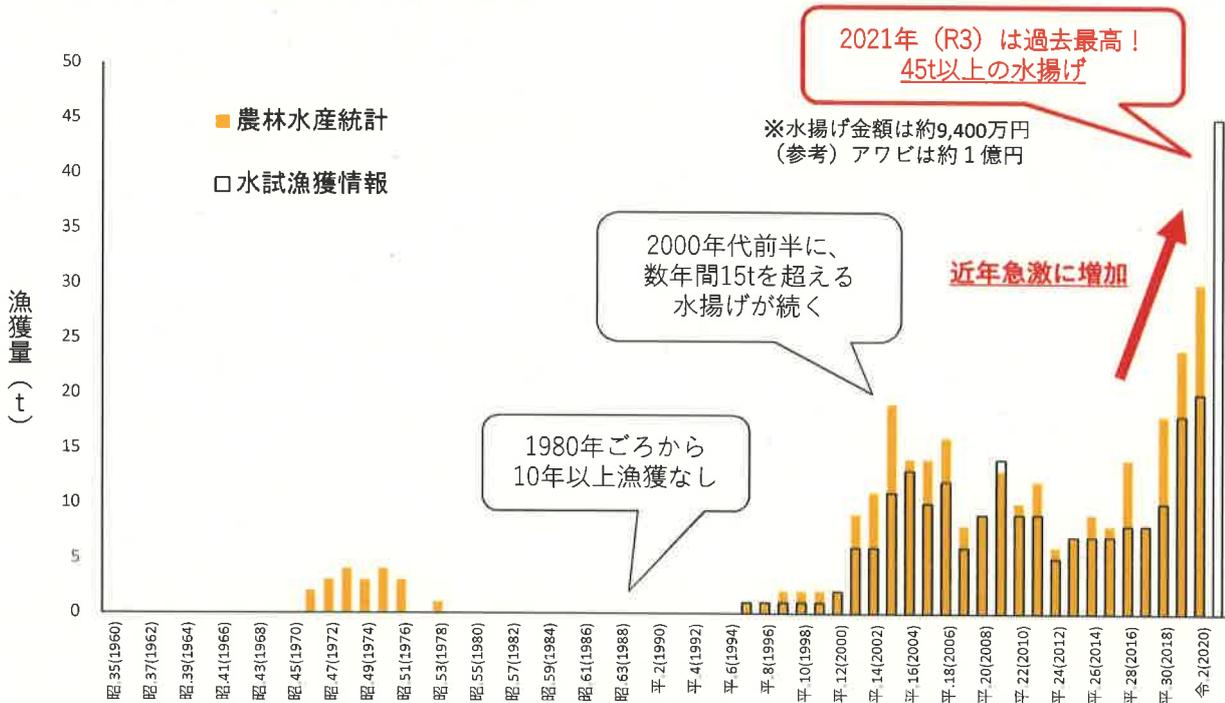


図 茨城県のイセエビ漁獲量（農林水産統計及び水試漁獲情報）の長年変動

3

【 本県のイセエビ漁獲量と沿岸水温 】

近年黒潮が北偏している影響で本県沿岸の水温は上昇傾向にあり・・・

- ①春～夏（4～8月）の平均水温は、幼生や稚エビの着底に適した水温（16℃以上）を安定して越えている
- ②冬（12～3月）の平均水温は、成エビが活発に摂餌（越冬）できる水温（11.8℃）を越えている

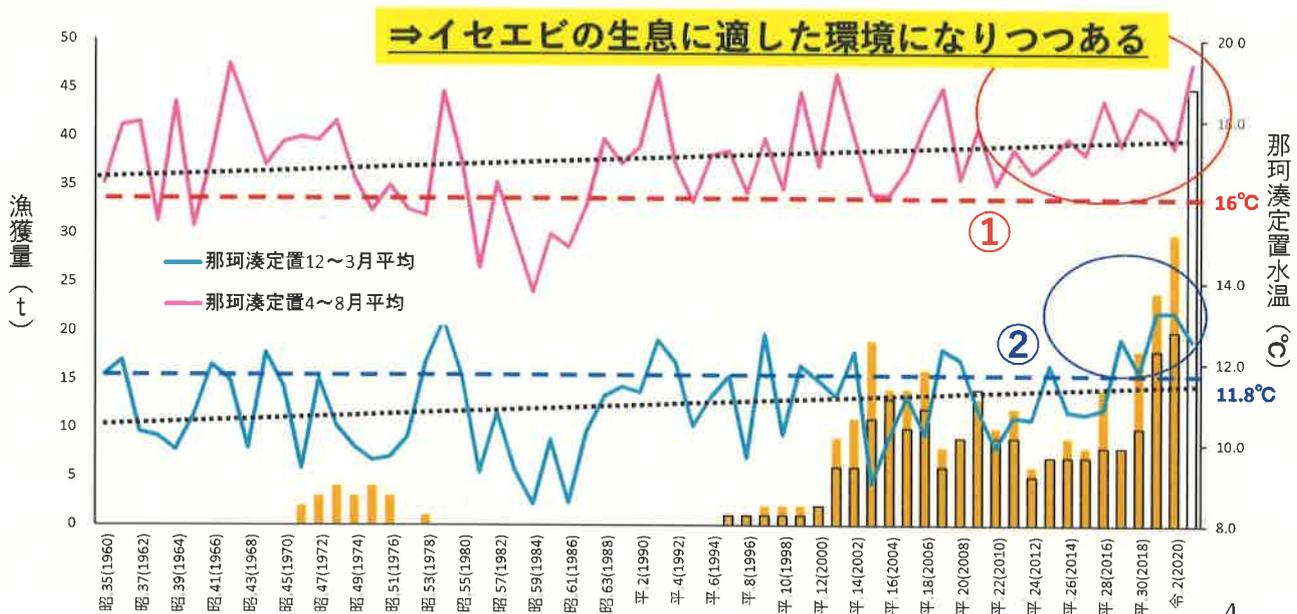


図 茨城県のイセエビ漁獲量（農林水産統計及び水試漁獲情報）と那珂湊定置水温の長年変動

4

【 本県の月別漁獲量 】

固定式刺網の操業時期 ⇒ 甲種：1～9月・12月 / 乙種：6月10日～8月31日

- ・ 7～9月漁獲量が多く、ピークはR2までは8月、R3は7月。
- ・ R3年の漁獲量の急増は7月の漁獲量の増加が大きく寄与。

10、11月
(サケの回遊時期)を
除き操業できる

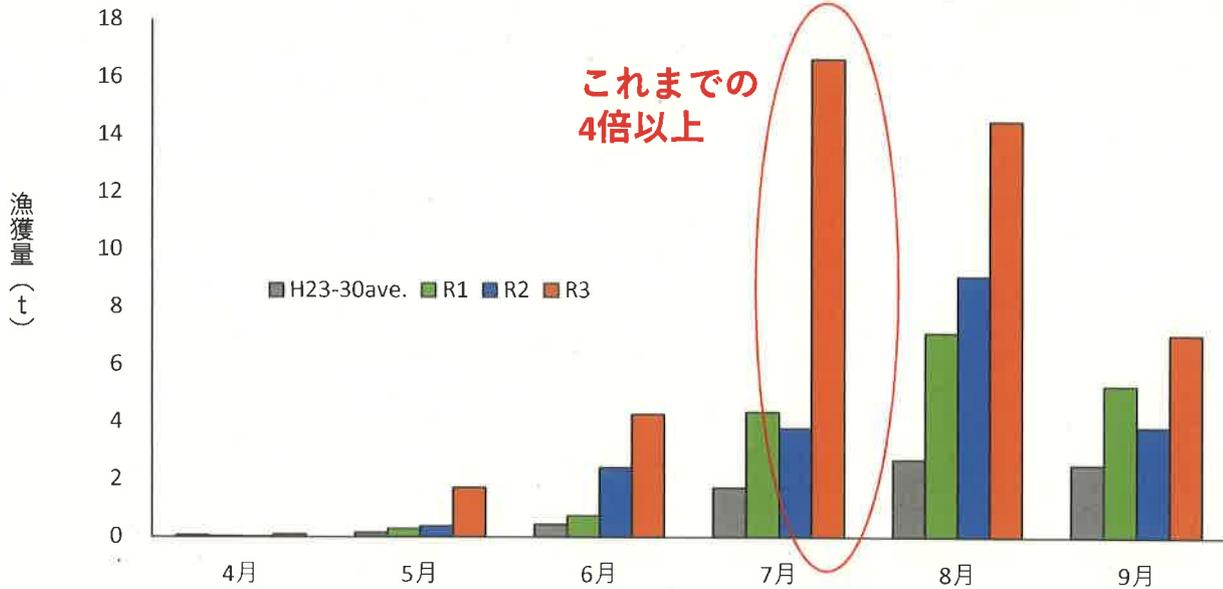


図 茨城県におけるイセエビ月別漁獲量

5

【 国内生産について 】

- ・ 近年の**全国漁獲量は1千トン強**で推移。
- ・ 漁法は全国的に建網が大部分を占める。
- ・ 茨城が北限とされていたが、近年では**福島、宮城、岩手**でも漁獲があり、**福島では急増中**。

	漁獲量 (t)
H28	1,119
H29	1,075
H30	1,187
R1	1,118
R2	1,023

表 国内漁獲量の推移

		漁獲量 (t)	シェア (%)
1	三重	229	22
2	千葉	188	18
3	和歌山	130	13
4	徳島	102	10
5	静岡	83	8
6	宮崎	55	5
7	高知	44	4
8	鹿児島	41	4
9	神奈川	31	3
10	茨城	30	3

表 R2年県別漁獲量

6

福島県沖のイセエビ

令和3年11月12日
福島県水産海洋研究センター



図1 水揚げされたイセエビ

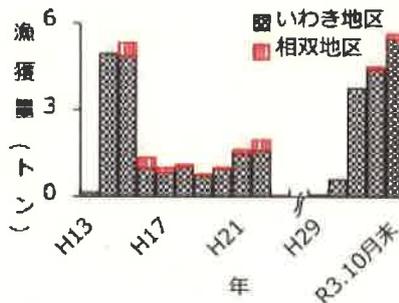


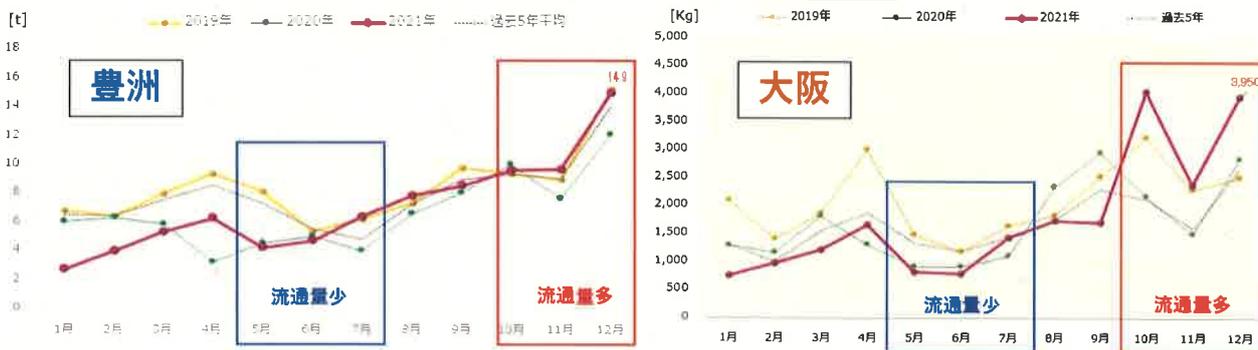
図2 イセエビ漁獲量の推移(R3年は速報値)

イセエビ (*Panulirus japonicus*) はイセエビ科の大型のエビで、南日本の太平洋側においては最も主要な甲殻類の一種¹⁾です。福島県でもイセエビは漁獲され、平成13～22年は0.1～5.3トン、平成30～令和2年は0.6～4.5トンで推移しました(図2)。また、令和3年は10月末現在で5.6トンと震災後最大の漁獲量となっています(速報値)。

過去、福島県においては抱卵した雌個体²⁾や全長5cm未満の小型個体が捕獲³⁾されていますが、イセエビの幼生(フィロゾーマ幼生)は一年弱の長い浮遊期を持ち⁴⁾、福島県沖で生まれた幼生が福島県での漁獲量増加に寄与しているかは不明です。福島県でのイセエビの漁獲量の増加には、海水温の変動が関係している可能性があります、それを裏付ける証拠は現段階ではありません。

【 国内流通について (漁獲量) 】

<イセエビ(生鮮)の月別卸売取扱量>



< 5～7月に流通量が落ち込み、12月にかけて増えるのは? >

- ・統計上漁獲実績がある都道府県のうち、茨城、兵庫、福島、愛知、宮城を除くすべてで調整規則によりイセエビの漁期が定められている。
- ・特に、6～7月は産卵個体の保護のため漁期の定めがある多くの都道府県で漁期外(禁漁)。

例) 漁期：三重10/31～4/30、千葉8/31～5/31、和歌山9/16～4/30など 8

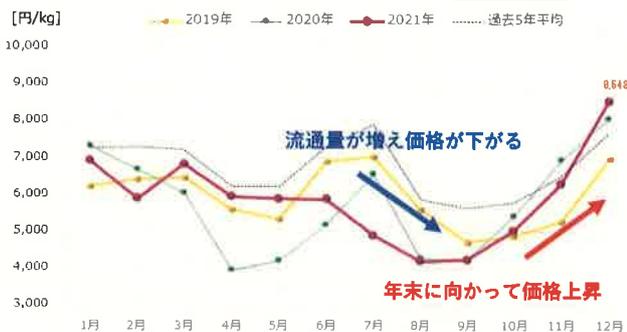
【 国内流通について（漁獲量と単価） 】

<イセエビ（生鮮）の月別卸売取扱量>



漁獲時期や販売戦略を検討し、資源を有効活用していきたい！

<イセエビ（生鮮）の月別卸売平均価格>



<茨城県におけるイセエビ月別漁獲量>

